

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士高橋正八、同小松正富及び同横井治夫の上告趣意は、単なる法令違反、量刑事情に関する事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない（なお、被告人に対し懲役刑と罰金刑を併科した原判決の量刑判断は相当である。 ）。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成九年七月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 大 西 勝 也

裁判官 河 合 伸 一

裁判官 福 田 博